

「子ども服の安全性と標準化について」Ⅰ

～統一安全基準の必要性の考察～

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
東日本支部「標準化を考える会」 代表 田近秀子

1 はじめに

(1) 研究会の概要と活動内容

「標準化を考える会」は、日常生活を安全・安心・便利にしている「標準化」について、その役割や重要性を理解し、消費者の視点を活かした規格作りへの参画や、啓発・提言に取り組んでいる。これまでの活動として、行政及び(財)日本規格協会の専門家との意見交換、各種セミナーへの参加、(財)共用品推進機構及び(独)製品評価技術基盤機構での見学会や意見交換会の実施、また経済産業省委託事業の(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会主催「標準化入門セミナー」の企画・運営等の協力を行った。

(2) テーマ選択について

製品等の安全性が社会の関心を集めている中、平成21年に行われた(財)日本規格協会主催の「標準化セミナー」に参加した際、ワークショップで「子ども服の安全性」について、参加者から様々な意見、問題が出された。欧米では、子ども服に関する安全規格が定められているが、日本では未だ公的な安全基準は特に設けられていない。しかし、日本でも子ども服の形状等に起因する事故が発生している。参加者からは、「子ども服の安全性のガイドラインを作り、そのJIS規格化を検討する必要があるのではないか」との意見も出された。

このセミナーでの体験を踏まえ、本会にて「子ども服に関する安全性」について議論したところ、例えば「上着のフードや襟首の紐(ひも)が遊具等に引っ掛かって、窒息しそうになった」、「ファスナーで近隣の皮膚をはさんでしまった」等の事例が存在していることが確認された。また平成18年の東京都の「子ども衣類にまつわる危害・危険についてのアンケート調査」を調べてみたところ、消費者の77%が「衣服が原因の危害等」を経験しており、その内の16.5%が実際に危害を被っていたことがわかった。このようなことから、子どもの事故の未然防止の為に、子ども服の安全対策として「統一安全基準の必要性」を取り上げた。

2. 東京都の動きについて

東京都は、当時の諸状況を踏まえ、子どもの事故の未然防止という観点から、子どもの衣類の安全性の向上が重要と考え、当該テーマを選定し「商品等安全対策協議会」で5回にわたる協議と幾度の検討を重ね、平成19年3月報告書「子ども用衣類の安全確保について」をまとめた。

(1) 報告書で報告された安全対策の必要性と現状

子ども用衣類の安全対策の必要性について、「欧米等の諸外国では子どもが関係した事故情報を収集・分析し、安全対策を講じているが、我が国においては、安全対策はもとより、子ども用衣類に関連した事故情報の収集・分析が行われていない。」としている。

また、東京都の文献調査の結果から欧米等の諸外国の例と比較しながら日本の現状を示し、「米国消費者製品安全委員会(CPSC)によるガイドラインの公表」、「米国材料試験協会(ASTM)による安全規格の作成」や「英国規格協会(BSI)による子ども用衣類のデザインに関する安全規格の作成」などに

より、子どもの衣類に起因する事故が著しく減少している。一方、日本国内では、安全対策は講じられておらず、子ども用衣類に起因する事故の実態調査や事故原因の分析は、今まで一度も把握されたことがないのが現状である。”としている。

(2) 報告書で報告された、子ども用衣類が関係した危害・危険の実態調査と結果について

「消費者アンケート調査結果とその課題」

ア 事故（危害、危険、ひやり・ハット）を経験した人は、全体の77%を占めており、そのうち、6人に1人の割合で危害（怪我をした）にあった経験をしていた。

イ 最も多かったのが、「靴下やタイツを履いてフローリングの床等で滑って転んだ（68.9%）」、「次が「上着の胴体のファスナーで顔や首を引っかいた又は皮膚を挟んだ（34.7%）」、「上着の裾が物に引っかかって転んだ（26.6%）」等であった。

ウ 危害等の発生原因については「衣類に何らかの問題があった」と考えた人が24.2%で、以下「衣類の選び方が適切でなかった（23.5%）」、「衣類は関係なく、大人の不注意だった（22.8%）」等であった。

エ 「衣類に何らかの問題があった」、「衣類の表示・取扱い説明書に問題があった」と回答した人であっても、ほとんどの人（96%）が、どこにも苦情を申し出ていなかった。

オ 消費者は「安全・安心を念頭においた衣類設計」、「事故情報の公開・注意喚起」、「消費者の『危険を回避する』意識と能力の育成」、「苦情相談窓口の整備」等を求めている。

「事業者アンケート調査結果とその課題」

ア 製造事業者の51%、販売事業者の40%が、消費者からの苦情を受けたことがあり、製造事業者は、消費者からの苦情が多い「ファスナー」、「飾り」の危険性について注意を払っていた。

イ 事業者は、「社内の安全基準・安全点検マニュアル」や「アパレル業界統一の安全基準」作成の必要性を感じていた。

「くらしの安全情報サイトによる都民意見募集の結果及びその課題」

事業者からは、「服の付属物の安全基準を検討したい」。消費者からは、「フード、飾り、紐などで色々なところに引っ掛けている」、「保育園では、保護者に紐を取るよう伝えている」、「あまりにファッションを重視した物はいらぬ」、「自転車ですボンの紐が絡まった」等の意見が寄せられた。

(3) 東京都の提言・提案とその後の動き

子ども用衣類のデザインの安全性を確保し、死亡や重傷等の事故を防止するため、今後、国、関係機関、事業者団体、東京都、消費者が取り組むべき事項として、7項目の提言内容を示している。

①東京都の提案・要望

ア 国、関係機関、関係団体

- ・子ども用衣類のデザインに関する安全規格（JIS）の早期制定
- ・特定非営利活動法人キッズデザイン協議会のデザイン顕彰制度「キッズデザイン賞」の普及拡大

イ 製造・販売事業者団体

- ・子ども用衣類のデザインに関する業界自主基準の早期策定
- ・安全基準適合マークの創設、子ども用衣類に注意表示を添付
- ・安全点検マニュアルの作成
- ・事故情報の迅速な公表 他

ウ デザイナー・パタンナー育成教育機関

- ・学生に対する子ども用衣類の安全確保に関する教材、カリキュラムの提供

②提案・要望先一覧

国（経済産業省）・（独）産業技術総合研究所・特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会・全日本婦人子供服工業組合連合会・（社）日本アパレル産業協会・関東百貨店協会・日本チェーンストア協会 関東支部・（財）日本ファッション教育振興協会・（社）東京都服飾学校協会 他

③その後の関係団体の取り組み状況

- ・全日本婦人子供服工業組合連合会が H20 年に業界初の指針として「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」を策定。(平成 22 年改訂)
- ・国内スポーツメーカー4 社が「スポーツ系子ども服の安全設計ガイドライン」を策定。
- ・キッズデザイン協議会が、「キッズデザイン賞」を平成 19 年に創設。「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」が理念の一つになっており、2009 年商品デザイン部門で子ども服に関する受賞がある。

※参考 海外規格の概要

アメリカでは、「米国消費者製品安全委員会 (CPSC)」が、1985 年から約 10 年間に、子ども用上着の引き紐の引っかかりが原因の死亡事故が 17 件、負傷事故が 42 件起きている事を提示し、1996 年にガイドラインを公表して、事故原因となる首周りの紐の禁止や、上着の腰周りの紐の長さを基準化した。それを基に 1997 年米国材料試験協会 (ASTM) は安全規格を制定した。その後、子供の事故は著しく減少したと報告されている。イギリスでは 1997 年に英国規格協会 (BSI) が安全規格を制定し、3 歳以下の子供服には、14 センチ超の装飾紐やリボンの禁止・パジャマにフードを付けてはならない、などとしている。EU においても同様に、2004 年、欧州標準化委員会 (CEN) は 7 歳未満の子供服にフードや襟首に紐をつけてはならないなどの安全規格を制定している。

3. 「子供衣類に関する安全対策ガイドライン」について

東京都が平成 19 年 3 月に「子ども用衣類の安全確保について」の報告書を発表後、全日本婦人子供服工業組合連合会が、業界初の指針として「子供衣料の設計に関する安全対策ガイドライン」を作成した。

(1) ガイドラインの内容

① 子供衣類の設計に関する安全対策ガイドラインの趣旨

本「ガイドライン」は、全日本婦人子供服工業組合連合会、日本織物中央卸商業組合連合会、協同組合関西ファッション連合の会員の組合員が製造、販売する子供用衣類の安心、安全を確保するために作成、推進しているもので、子供用衣類に起因する危害、危険から次世代を担う子供を守り、消費者の利益保護及び消費生活の安定向上を図ることを目的としている。

② ガイドラインの位置づけ

「ベビー・子供衣類の設計に関する安全確保のための手引書であり、事業者自らが自主的に基準を設ける際の参考として活用される」ことを主目的に策定されたものである。

③ 22年改訂の経緯

平成 20 年 6 月、「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」を策定、広く業界に周知致したところ約 80%の企業が参考になったと回答した。策定後 1 年を経過したことを機に多岐に亙る多数の意見を集約、見直しを行った。

④ ガイドラインの概要

対象は、1 歳から 12 歳までの年齢の子供が日常に着用することを目的とした衣類とし、子供の年齢に伴う能力や、使用環境や状況を考慮し、つまずきや引っ掛かり等による転倒や部品の脱落等による誤飲、部品による皮膚の挟み込みや首等の締め込みなどの「危険要因」を排除などしてリスクを最小限に抑えることや、技術の進歩・ライフスタイル・子ども自身の変化により新たな危険要因の出現を予測し、新たなデザインをする際は常にリスク評価し、新たなリスクに配慮した設計をするなどのデザイン上の留意点を示している。

(2) ガイドライン作成の背景

本ガイドラインができた経緯や子ども服製造・販売事業者の現状について、また、統一した安全基準を必要としているかなどを把握するため、全日本婦人子供服工業組合連合会のガイドライン作成に携わ

った関係者に、業界の状況やガイドラインなどについて意見を聞いた。

内容

①アパレル業界について（ファッション性と業界の状況）

- ・販売サイドからすると品質・価格とともに「デザイン」は重要な要素であり、一般的にはファッション性に富んだ製品を作りたいと努力する。他とは違うデザインのものを作る「ファッション商品」という考えが前提にある。
- ・フードや襟首周りの紐の長さの基準を決めるのは、さほど難しくないように思われるが、アクセサリなども含めた装飾品の基準作りは難しい面もある。そこには、他とは違うデザインや装飾的なものを欲しいという考えがある。
- ・商品の企画後は下請けに回し、流れ作業的に製造され、複雑な過程を経て生産されている。従って、細部にまで品質の徹底が浸透するのは難しい面もある。大手の事業者がリーディングカンパニーとしての責任と力を発揮し、品質管理をしっかりとチェックする体制作りを提案していく流れが必要である。
- ・業界団体に加入していない事業者もあり、その為、いろいろな情報が伝達しないという側面がある。

②ガイドラインについて

- ・本ガイドラインが大変参考になったとの意見が会員から多く寄せられているが、実際にはどの程度浸透しているのかは把握されていない。
- ・JIS規格は努力すれば達成できるレベルのものにするべきである。有識者の協力を得てまとめるプロセスが必要だが、基準そのものがどの程度浸透するかは不明である。
- ・統一した安全基準作成のためには「業界を納得させる外からの力が必要である」。消費者も積極的に事故情報を出し、それを集約して、行政や関係団体などが一年に一度まとめて告知するなどの工夫をする。また、マスコミも取り上げるなどの外部からの働きかけが重要。

③同連合会が行ったアンケートでは下記の意見が見られた。

ア JIS規格をつくる場合、

- ・子ども服の設計・製造・服飾付属品に関する基準化は意義がある。
- ・国際的にも安全性は重視すべき。重大事故に繋がる項目を規格化し、それ以外は参考とするなどの検討が必要。
- ・安全性は優先すべきであるが、細かい規定はデザイン性を阻害する恐れがある。
- ・JIS化にはさらに細かい基準や考え方を示すことが必要。事故情報の収集や子供の健全な成長の為に過剰でない制約内容を検討する。
- ・明確な指針となる内容なら賛成だが、曖昧で判断に困るようになるのであれば自主基準に任せる。

イ 自由意見

- ・親（消費者）への教育も必要。子どもに危険なことも教え、デザイン以外にも子どもの生活に合った服を着用させることを学ぶべき。
- ・定期的に、ひやり・ハッと情報も含め、事故の原因と対策の公表を望む。
- ・ガイドラインの認知度を高め、子ども服の安全性について作り手側や消費者を啓発することが重要。そして双方の責任において選択の自由を持つべき。

4. 現状と事故情報について

(1) メンバーによる本ガイドラインの周知に関する店頭調査

研究会メンバーによるガイドラインについて周知されているか、店頭商品に関する調査を実行したが、百貨店、スーパー、子ども服販売店の店頭では、ガイドラインを逸脱している商品はごくわずかであった。一方、インターネットで商品検索を行ったところ、フードの引き紐の先端に飾りのついている商品などが多数販売されており、小規模な事業者ではガイドラインの周知がされていない。

※消費者の情報がデザインの改良に

大手子ども服販売店で同じデザインの幼児向けジャンパーに、襟首に紐があるものとないものがあった。店員に「何故、同じ商品で違いがあるのか?」と質問したところ、「人気商品であるが、再生産する際に紐のないデザインになった。幼児を持つ母親から、『襟首の紐を子供同士で引っ張り危険である』との声が寄せられ、新しいデザインでは紐を付けないようになった」という回答であった。消費者の情報提供が、デザインの改善に繋がった例であると考えられる。

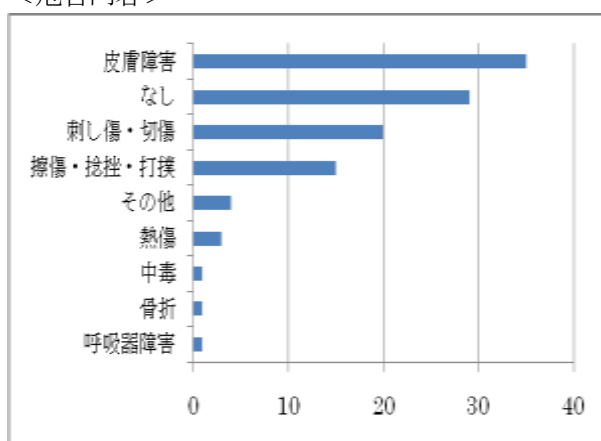
(2) 子ども服に関する事故情報の把握

全国の消費者センターに寄せられている、子ども服に関する危害・危険情報はどのようなになっているのかの調査を試みた。国民生活センターに情報開示請求を行ない、「子供洋服」に関するP I O-NETにおける全国の危害危険情報の情報を入手。まとめたものが以下の内容である。

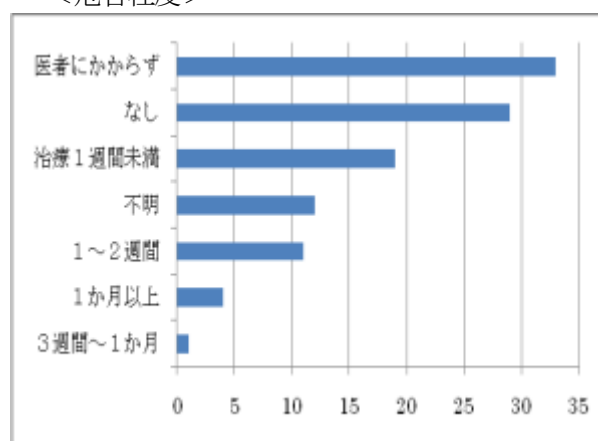
期間：2004年4月～2010年9月（109件）

項目：危害内容、危害部位・組織、程度、危険内容

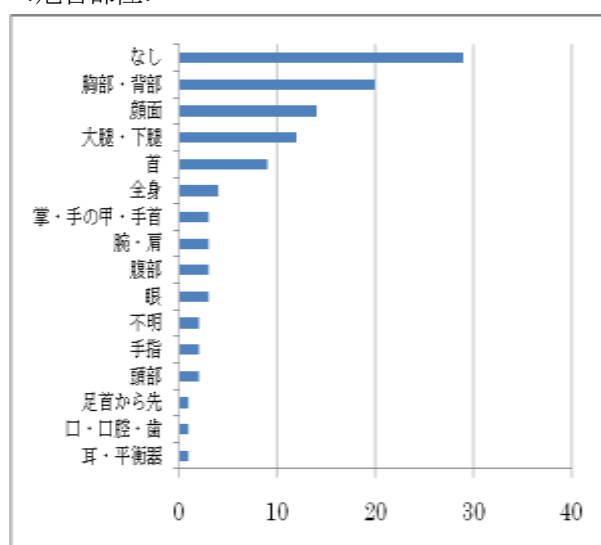
<危害内容>



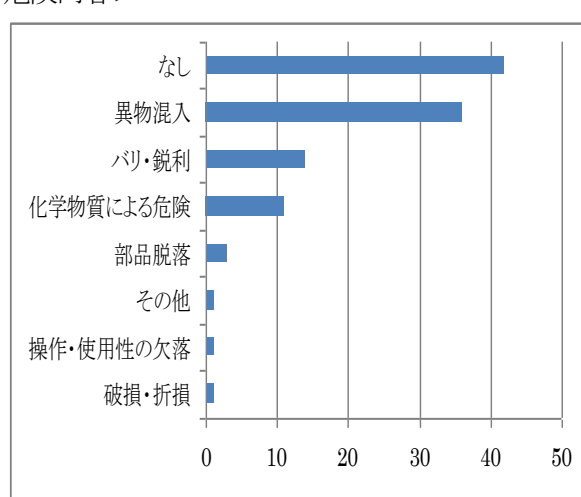
<危害程度>



<危害部位>



<危険内容>



全体数=109件

子どもの洋服の危害情報では、「皮膚障害」が35件と最も多く、次いで「刺し傷・切傷」(20件)、「擦傷・捻挫・打撲」(19件)となっている。危害部位では「胸部」が20件あり、次いで「顔面」(14件)、「大腿・下腿」(12件)となった。危害の程度については、「医者にかからず」が33件と最も多く、危険ではあるが、危害には至らず「危害情報なし」が29件、「治療1週間未満」が19件となっている。危害情報の中で、多かった項目、キーワード等については以下の通り。

1. 異物の混入・・・36件
 - ① 針・・・32件
 - ・一番多いのはズボン（9件）次いでスカート、ベビー服、スーツ、ジャケット等に混入。
 - ・危害内容は刺し傷・切傷が7件、擦傷が3件
 - ・危害部位は大腿・下腿が多く（5件）、他には手首・手指・胸部・腹部。
 - ② その他の金具（釘・ピンなど）・・・4件
 - ・ポケットなどに混入。大腿・下腿に擦傷。
2. 皮膚障害・・・35件
 - ・Tシャツ、ブラウス、ズボンなどを着用し、じんましんや湿疹、赤くかぶれたなど。
 - ・胸部・背部に多く発生し、次に大腿・下腿。
3. ファスナー・・・12件
 - ・ジャンパー、乳児服、スリーパーベストなどのファスナーの突起や鋭利な部分でけが。
 - ・危害部位は顔面が多く（6件）次いであご、首、胸部。
 - ・刺し傷・切傷が8件、擦傷が4件で報告件数すべてに危害が発生している。
4. ボタン・・・5件
 - ・スナップボタンの不具合（硬い、すぐにとれて擦傷）、乳幼児服のボタンが取れて口に入る。
5. その他
 - ・アップリケやジャンパーの袖口のマジックテープで顔面や鼻をこすり切傷
 - ・ベビー用ミトンの内側の糸が生後2カ月の乳児の手の指に絡まりうっ血
 - ・3歳児がフリース上着を着用した状態で、電気ストーブの前において腕や肩にやけど
 - ・ネクタイの装着金具のピンがはずれ、首にけが
 - ・タグが目刺さりけが

5. アンケートの実施

目 的 :子ども服製造・販売等事業者が、子ども服の安全性について現在取り組んでいる状況を把握し、子ども用衣類の安全対策の基準づくりが必要かどうかを検討したいと考え、アンケート調査を実施した。

対 象 : 70社（百貨店:9社、スーパー:4社、メーカー・販売・通販等:57社）

調査期間 : 2010年11月24日～2010年12月28日 郵送にて送付

回 答 率 : 25社（百貨店 :2社、スーパー: 2社、メーカー・販売・通販等 :11社）

回 答 率 : 35.7%

[アンケートの内容と結果]

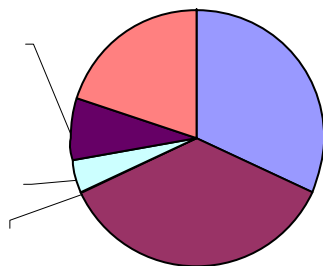
質問（1～12歳までの年齢の子どもが着用する衣類が対象）

1. 平成20年6月に全日本婦人子供服工業組合連合会は、「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」を策定されましたが、ご存知ですか？

回答

(1)知っている 20社 (80%)

(2)知らない 5社 (20%)



回答数=25社

(1)の場合、貴社での対応はいかがですか？

回答 ①対応済み 8社

②対応中 9社

③今後対応予定 0

④対応予定無し 1社

⑤無回答 2社

2. 上着をデザインする場合に注意されている点は何ですか？

(1) フードを採用する際に、対象年齢の基準はありますか？

回答・ある 5 社 (20%)・・・つける年齢は、①1 歳から (1 社)、②4 歳から (1 社)、③7~8 歳からつける (1 社)

・特にない 14 社 (56%) ・ その他 2 社 (8%) ・ 無回答 4 社 (16%)

※フードそのものを採用する際の基準は「ない」が半数を超える。

(2) フード及び衿首の引き紐について

特に 7~8 歳未満 (120cm 未満) の製品についてお答え下さい。

①引き紐をつける場合の年齢基準はありますか？

回答・ある 8 社 (32%)・・・①2 歳未満はつけない (1 社)、②100cm 未満はつけない(1 社)、

③4 歳未満はつけない (1 社)、④8 歳未満はつけない (1 社)、⑤12 歳未満はつけない (1 社)

・特にない 4 社 (16%) ・ その他 9 社 (36%) ・ 無回答 4 社 (16%)

②紐の長さの基準はありますか？

回答・ある 9 社 (36%)・・・①5cm 以下 (2 社)、②5cm (2 社)、③7cm (1 社)、④7.5cm (1 社)、

⑤10cm (1 社)、

・ 特にない 7 社 (28%) ・ その他 4 社 (16%)・・・紐はつけない (2 社) ・ 無回答 5 社 (20%)

③紐の先にトグルボタンなどをつける場合、基準はありますか？

回答・ある 4 社 (16%) ・ 特にない 9 社 (36%) ・ その他 6 社 (24%) ・ 無回答 6 社 (24%)

※フードや襟首の引き紐に関しては、「海外発送分のみ対応」・「紐をなくす、つけないのが望ましい、原則つけない」など様々な回答や基準があり、統一した結果はなかった。

(3) 上着の裾に引き紐を採用される際

①紐の長さの基準はありますか？

回答・ある 12 社 (48%)・・・①5cm 以下 (2 社)、②4cm (1 社)、③5cm (2 社)、④7.5cm (1 社)、

⑤10cm (3 社)

・ 特にない 6 社 (24%) ・ その他 2 社 (8%) ・ 無回答 5 社(20%)

②紐の先にトグルボタンなどをつける場合、基準はありますか？

回答 ・ある 7 社 (28%) ・ 特にない 11 社 (44%) ・ その他 2 社 (8%) ・ 無回答 5 社 (20%)

※上着の裾の紐に関しては 48%が基準を設けているが、その基準は様々で、トグルボタンなども含め、基準を策定しているのは半数に達しなかった。

(4) 上着のファスナーを採用される際

①対象年齢の基準はありますか？

回答・ある 4 社 (16%)・・・①2 歳未満はつけない (1 社)、②つけない (1 社)

・ 特にない 17 社 (68%) ・ 無回答 4 社 (16%)

②ファスナーの取り付け位置や方法についての基準はありますか？

回答・ある 7 社 (28%) ・ 特にない 10 社 (40%) ・ その他 3 社 (12%) ・ 無回答 5 社 (20%)

※①前身の開閉のみ、②直接肌に当たらない、③ビスロンファスナー使用、④安全性に注意、などの回答があった。

3. ズボン・スカートをデザインする場合に注意されている点は何ですか？

(1) ウエストの引き紐（ゴムを含む）を採用される際

①紐出し口をつける場所はどこですか？

回答・衣類の内側 11社（44%） ・衣類の外側 2社（8%） ・どちらの場合もある 7社（28%）
・無回答 5社（20%）

②紐出し口が衣類の外側の場合、紐の長さの基準はありますか？

回答・ある 9社（36%）・・・①5cm以下（1社）、②5cm（1社）、③10cm（2社）、

④サイズ 100以上 14cm以下（1社）、⑤15cm（1社）、⑥ウエストゴムの上がり+40cm（1社）
・特にない 5社（20%） ・その他 1社（4%） ・無回答 10社（40%）

※海外発送分のみ 7cm（1社）など様々な基準があり、統一した結果はなかった。

(2) ズボン裾の紐（ロールアップも含む）について

①紐の長さの基準はありますか？

回答 ・ある 10社（40%）・・・①3cm（2社）、②14cm（1社）、③裾上がり+30cm（1社）
・特にない 7社（28%） ・その他 2社（8%） ・無回答 6社（24%）

※ つけない（5社）、海外発送分のみ取り付けない（1社）

②紐の先にトグルボタン等の装飾品をつける場合がありますか？

回答・ある 6社（24%） ・ない 13社（52%） ・ その他 2社（8%） ・ 無回答 4社（16%）

(3) ズボンのファスナーを採用される際の基準はありますか？

回答・ある 7社（28%） ・特にない 13社（52%） ・ その他 1社（4%） ・ 無回答 4社（16%）

※ズボン・スカートの紐に関しては「内側につけている」が44%あったが、トグルボタンなどやファスナーの基準は「ない」が半数を超える。

4. リボン・ネクタイ・アクセサリ類を採用される際

引っ掛かり防止の為の基準がありますか？

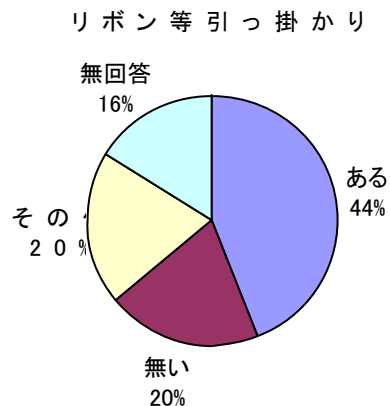
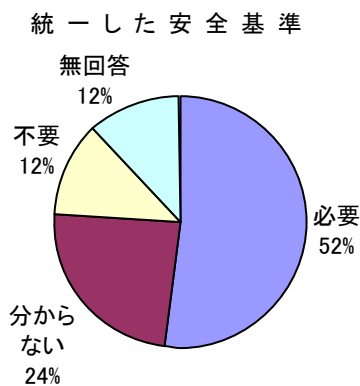
回答・ある 11社（44%） ・特にない 5社（20%） ・その他 5社（20%） ・ 無回答 4社（16%）

※付属品などについての基準を設けているのは半数に達していない。

5. 子ども用衣類に関して、日本でも、統一した安全基準が必要とお考えになりますか？

回答 (1)必要 13社（52%） (2)分からない 6社（24%） (3) 必要ない 3社（12%）
無回答 3社（12%）

※半数が安全基準は必要と回答。



回答率=25社

6. 子ども用衣類の安全性について、注意されている点や、その他、ご意見。

<統一基準が必要と回答した事業者からの主な意見>

- ①過度の品質検査の為、製造メーカーに対するシワ寄せが多くなっている。安全基準を設ける必要はあるが、メーカーに対する負担になるなら考える必要性がある。
- ②フードまわりや裾のひも、付属でラインストーンなど危険なものは極力避ける。
- ③引き紐、ファスナー、ボタン、装飾品での安全性を重視して生産する事で安全・安心な製品づくりを目標としている。
- ④バイヤー・マネージャーは仕入れの際、安全ガイドラインを意識する。メーカーの展示会において企画担当者との情報共有。
- ⑤社内基準として明文化されていないものの、ガイドラインの内容については仕入部門では周知されており、デザイン・付属使いにおいて考慮されている。社内基準として明文化の動きがあり準備中。
- ⑥4歳迄の幼児にて、ズボンは総ゴムにして、上下共飾り物は極力ひかえ、シンプル、安全重視。
- ⑦EUの規格やASTMは現状、個人的な印象としてはややいきすぎの感がある。今後、グローバルな方向性の中では、日本国内の基準も追随していくと考える。今のところは自主的な取り決めの中で運用。

<分からないと回答した事業者からの主な意見>

- ①安全性が重要になるため、フード、紐、飾りなどのアクセサリは一切使用しないデザインで対応。

<統一基準が必要ないと回答した事業者からの主な意見>

- ①危険性が明白な場合を除き、衣類の安全性は「危険防止」と「企画の制約」が表裏一体となりやすい。衣類の安全性は情報提供にとどめ各事業者の判断にまかせるべき。全日本婦人子供服工業組合連合会のガイドラインについてもあくまでもガイドラインであり、「してはいけない」と「～が望ましい」の表現を使い分けている。
- ②モニター、トルソーチェック、商品部・品質管理部チェックを重ね、できる限り多くの目（フィルター）を通して安心安全・スタイリッシュな商品を目指している。その中で他社の失敗事例等を学習でき、周知（認知）度を上げることが全国的にできればよりよい商品をお子供たちに届けられる。

<その他>

- ①現在、オリジナル企画がないため安全基準にもとづいた運用ルールはない。
- ②販売する各国規制を確認して対応する。
- ③OEM（他社ブランドの製品を製造）受注のため、客先の指定で生産している。

6. まとめ

(1) 現状と問題点

東京都のアンケート調査では、実際に衣類にまつわるけがや事故が起こっている事が報告されているが、公表されている子ども服に関する事故情報は極めて少ない。そこで国民生活センターに情報開示請求を行い「子供服に関する危害・危険情報」を調査したが、フードや上着・ズボンの引き紐に関しての危害・危険情報は見当たらなかった。その原因として、米国では事故情報が集められているが、日本では事故情報が適切に報告される仕組みが機能していないと考えられる。通販やインターネットの商品検索からは、フードの引き紐の先端に飾りが付いたり、大きなリボンが付いている商品が多数販売されている。フードや紐などが、何かに引っかかり事故に繋がる危険性があり、ガイドラインに合っていないものが市場に出ているのが実状である。

また、業界団体などに所属していない小規模な事業者なども多く、ガイドラインなどの情報が行き届かない場合も想定される。従って、このままにしておくと今後も事故に繋がる商品が消費者の元に届く可能性がある。指針となるガイドライン等があればその周知が重要と考えるが、情報が行き届かない事業者への周知方策も必要と考えられる。

(2) アンケートについて

全日本婦人子供服工業組合連合会のガイドラインの周知率は8割と高いものであった。また、寄せられた意見では、多くの事業者が安全性を重視しており、それぞれ自主基準等が策定されている場合も見受けられた。

しかし、「フードを採用する際の年齢基準」や、「上着の襟首や裾の紐の長さ基準」などに関する質問では、各社の基準内容は様々であり、「紐はなくすようにしている」、「紐をつけないのが望ましい」「原則つけない」などの様々な意見も見られた。ガイドラインについて対応済み・対応中は68%であったが、実際にはっきりと基準化したものは半数に達していない傾向が見られた。

規格化については、「日本でも統一した基準が必要」と回答したのは52%あり、「分からない・無回答」を合わせると36%、「必要ない」と回答したのは12%で、半数強の事業者は基準を必要と考えている。

安全性を重視し危険なものは付けないなどの意見が多かったが、メーカーの負担に関する意見や、事業者の判断に任せるべきとの意見もみられた。また、他社の失敗事例等を学習し広く周知できれば、より良い商品子どもたちに提供できるなど、情報の共有化を望む意見もあった。

(3) 提言と今後の課題

米国では衣類に関わる窒息事故などの報告が集められているが、日本では、行政が事故情報を十分に把握しきれていない状況にある。消費者をはじめ、関係団体や事業者が持っている「ひやり・ハット」情報も含め、事故情報を集約、分析して公表し、事業者自身も消費者もそれを共有できる体制の整備が望まれる。今後は事故情報データベースの活用で、各機関の情報共有化が図られることを期待したい。

現在、子ども服に関しては国内の統一した安全対策の基準はなく、事業者の自主基準や判断に任せられている。しかしアンケート調査からも、その内容は様々でありばらつきがみられた。事故に繋がる危険性がある項目に関しては、JIS規格などの統一基準を設け、それを周知徹底して、事業者はそれを踏まえた製品をつくるのが消費者の安全・安心に繋がると考えられる。その際には、事業者の負担や安全面とデザインの両立を考慮した適切な基準設定を、消費者・事業者・行政・専門家等、各分野の関係者がともに検討する場が必要と考える。

消費者もデザインだけにとらわれず、子どもの動き・生活の場にあった適切な衣類を選択する事に注意をはらい、大人が日常生活における危険性を認識し、それを子どもに伝えることも大切である。

「子ども服の安全性と標準化について」は、本会の今後の活動の中でも継続して取り組み、子どもの安全確保に繋げていきたいと考えている。

謝辞 アンケートにご協力いただいた企業のご担当者、全日本婦人子供服工業組合連合のガイドライン作成に携わったご関係者および東京都生活文化局消費生活部からは、多数の貴重なご意見をいただきました。研究会一同深く御礼申し上げます。

参考文献

- ・「子ども用衣類の安全確保について」平成19年3月 東京都、商品等の安全問題に関する協議会
- ・「子ども用衣類の安全確保について～商品等の安全問題に関する協議会報告の概要～」東京都HPより
- ・「東京都商品等安全対策協議会」東京都HPより
- ・2007年7月11日 「読売新聞」
- ・「子供衣類に関する安全対策ガイドライン」全日本婦人子供服工業組合連合会
- ・「子ども用上着の引き紐に対する指針」米国消費者製品安全委員会(CPSC)1999年
- ・「児童向けアウトターウェア上着に装着される引き紐についての標準安全仕様」 米国材料試験協会(ASTM)2004年
- ・「構造上の安全性を促進するための子ども服の設計及び製造に関する施行基準 (BS7907:1997)」英国規格協会(BSI)

<標準化を考える会 会員> : 秋庭悦子、浅見豊美、乾洋子、岩瀬美希、大久保紀代美、杉田努

高木秀敏、高崎美代子、多田正文、田近秀子、田中敬子、南條武、古田章子、森分紀雄